

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り承認することに決定致しました。

日程第6 議案第4号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

尾崎忠義議員。

議員（尾崎 忠義）

11番尾崎忠義でございます。

私は、平成25年第2回多度津町議会6月定例会におきまして、議案第4号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についての採決は、次の点で反対討論を致します。

議会における全員協議会は、従来では地方自治体の議員が町の招集など、正規の法的手続きなしで集まって協議する会議であり、本会議同様に議員全員が集まる会議でもあります。法的根拠を持たない会議で、会議は非公開、正規の記録も取られず、もちろんその結果も公表されませんでした。

しかし、平成20年の法改正で、会議規則の定めるところにより、議案の審査、または議会の運営に関し協議、または調整を行うための場として、法律上明確に位置づけられる事となり、会議の概要、出席議員の指名等、必要な事項を記載した記録を作成する必要性があり、費用弁償の支給対象となるとの事から、今回の提案となっているわけであります。

現在、地方自治法の改正、改悪が相次いでおり、度重なる法改正で整合性が取れなくなっていることでもあります。

それは、国が無理やりに進める道州制を目指しての市町村合併により、基礎自治体を減らし、その結果、地方議員の極端な減少の結果、昨年の6月からの議員共済金の廃止の影響をもろに受けている、我々議員は周知のとおりであります。

また、人口に応じた議員選出基準を無視して、各自治体の財政上の理由によるところの行財政改革という名のもとでの、独自の議員定数削減により、地域住民の意思が議会に届かなくなっているわけであります。

また、その結果、議員定数の減少で、各委員会の従来の構成が困難となったの

で、委員会を重複するなどして減らしたために、運営の質が専門的にならず低下してきつつあります。

そこで、議会運営対策上、全員協議会の正規への会議とする法改正を行った背景があるわけであります。

私は、今回の提出された議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についての議案については、現在、国、県、地方公務員にも不当にも給与削減が押し付けられてきており、行財政改革に対し逆行するものであり、町民に対しても説明がつかないものであります。

現在、議員の報酬はありますが、他市町では本会議、各委員会での費用弁償の支給は無いところが多いわけであります。議員は議会に出席するのは当然であり、出席については議員報酬に含まれており、町民の立場から見ると費用弁償を出すという事は、お手盛り、二重取りではないのか、また、議員の大名報酬ではないのか、そして、議員は日当制にせよ、という声が町民から出てきた時はどうするのかという町民の声もあり、費用弁償に対する考え方が違っているので、今常識的な判断が必要になっているところであります。

この、各費用弁償は、現在、高見、佐柳両島からの議員もなく、交通費としても町内からは15分以内ぐらいでもあり、そのような必要もなく、また、かつて食糧費として支払っていた名残は無くなっているわけであります。

従って、議案第4号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正案についての、全員協議会の費用弁償2千円の支給は、町民に対して誤解を招くので、有権者に経緯や経過、理由を広く十分に説明する責任があり、今回は採決をしないで、継続審議とするべきであります。

また、私はこの際、本会議、各委員会、全員協議会は費用弁償として支給するのではなく、議員活動の補償としての、それに見合う政務調査費の活用を十分に検討すべきであります。

以上の事から、議案第4号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正案については、継続審議としないで採決するのであれば反対を致します。以上。

議長（門 瀧雄）

他にありませんか。

ないようですので、これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第4号についてを、採決致します。

本案は、委員長報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（門 瀧雄）

賛成者多数と認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに、決定致しました。